

令和8年度 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 実施要領

令和8年3月30日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者が自社の経営課題を把握し、経営改善に取り組み、自社の経営状況・財務状況等を踏まえた適切な運賃・料金の設定及び取引先との交渉を行うことを支援し、経営改善に向けた取組を支援する。

2. 事業の内容 (以下の3つのステップによる役務を提供する)

ステップ	内 容
ステップ1 (経営診断)	・事業者による自己診断、診断士による財務診断及び現地調査を実施し、会員事業者の経営状況を指摘する「経営診断報告書」を作成する。
ステップ2 (経営改善支援)	・ステップ1 (経営診断) の結果を踏まえ、事業者の経営改善に向けた具体的な相談対応・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する。
ステップ3 (運賃交渉支援)	・ステップ1 (経営診断) 及びステップ2 (経営改善支援) の結果を踏まえ、原価計算・運賃設定支援、交渉準備支援、運賃交渉への同席・資料説明等を通じて、運賃の設定及び交渉を支援する。 ・稼働日数は最大4日とする。

3. 費用と助成制度

(1) 費用

ステップ	金 額
ステップ1 (経営診断)	・費用16万円(税抜き) ・診断士の旅費交通費
ステップ2 (経営改善支援)	・費用15万円(税抜き) ・診断士の旅費交通費
ステップ3 (運賃交渉支援)	・費用1日あたり12万円(最大4日・48万円(税抜き)) ・診断士の旅費交通費

(2) 助成制度

ステップ	助 成 金 額
ステップ1 (経営診断)	・費用のうち8万円(Gマーク事業者は10万円) ・診断士の旅費交通費(上限5万円)
ステップ2 (経営改善支援)	・費用のうち12万円(Gマーク事業者は13万円) ・診断士の旅費交通費(上限5万円)
ステップ3 (運賃交渉支援)	・費用のうち1日あたり8万円、最大4日・32万円 (Gマーク事業者は1日あたり9万円、最大4日・36万円) ・診断士の旅費交通費(上限5万円)

※「Gマーク事業者」とは、助成金交付請求時において、いずれかの営業所が安全性優良認定を受けている事業者をいう。

4. 予算額

2,100万円

5. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

以 上

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 実施規程

令和8年3月30日
(公社)全日本トラック協会

(目的)

第1条 この規程は、中小トラック運送事業者（以下「事業者」という）が、自社の経営課題を把握し、経営改善に取り組み、自社の経営状況・財務状況等を踏まえた適切な運賃・料金の設定及び取引先との交渉を行うことを支援するために公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という）が実施する経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業（以下「本事業」という）について必要な事項を定め、もって本事業におけるサービスの品質の維持・確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、以下の各項に定めるところによる。

- 2 「指定診断士」とは、第3条及び第4条に定めるところにより全ト協から指定を受けた中小企業診断士等をいう。
- 3 「ステップ1（経営診断）」とは、指定診断士の役務のうち、事業者に対して、第8条第1項第1号アからエに掲げる要件を満たす財務診断、自己診断及び現地調査を実施し、その結果を報告するものをいう。
- 4 「ステップ2（経営改善支援）」とは、指定診断士の役務のうち、ステップ1（経営改善）の結果を踏まえ、事業者に対して、経営改善に向けた相談対応・具体的な助言を行い、経営改善に向けた取組を支援するものをいう。
- 5 「ステップ3（運賃交渉支援）」とは、指定診断士の役務のうち、ステップ1（経営診断）及びステップ2（経営改善支援）の結果を踏まえ、事業者に対して、第8条第1項第3号アからウに掲げる要件を満たす運賃設定支援、交渉準備支援及び運賃交渉支援を行うものをいう。

(指定診断士)

第3条 指定診断士は、以下に掲げる要件のいずれにも該当する者として全ト協が指定したものとする。

- (1) 中小企業診断士の資格を有し、又は中小企業に対する経営診断・助言に関して中小企業診断士と同等の知見を有する者であること。
- (2) 3社以上の中小トラック運送事業者の経営診断・助言に関する実務経験を有する者であること。

- (3) 本事業における役務の提供を、事業者の申込みに応じて遅滞なく完遂できる者であること。
- (4) 本事業における役務の提供を、その内容及び対価について、第6条から第10条に定めるところに従って完遂できる者であること。
- 2 前項の指定を受けようとする者は、全ト協に対して、様式第1により、自己が前項各号の要件を満たすことを疎明する資料を添付して申請を行わなければならない。
- 3 全ト協は、前項の申請があった場合は、申請及び疎明資料の内容を確認し、必要かつ相当と認めるときには、第1項の指定をすることができる。
- 4 全ト協は、第1項の指定をしたときは、速やかに、申請者に対して、様式第2により指定をした旨を通知する。

第4条 前条の規定にかかわらず、全ト協は、本事業における実績等を加味して相当と認める者を指定診断士として指定することができる。

(指定の解除)

- 第5条** 全ト協は、指定診断士が第3条第1項各号の基準を満たさず、又は必要と認めるときは、当該指定診断士について指定を解除することができる。
- 2 全ト協は、前項の指定の解除をしたときは、速やかに、申請者に対して、様式第3により指定の解除をした旨を通知する。

(指定診断士の義務及び責任)

- 第6条** 指定診断士は、善良な管理者の注意をもって本事業に係る役務を提供しなければならない。
- 2 指定診断士は、運賃交渉の成否を含む本事業に係る役務提供の結果について責任を負わないものとする。ただし、前項の注意義務に違反した場合はこの限りでない。

第7条 指定診断士は、第11条の規定に基づく申込みを受けたときは、その申込みを承諾するよう努めなければならない。

第8条 指定診断士は、事業者の申込みを承諾したときは、その申込内容に応じて、以下の役務を提供しなければならない。

- (1) ステップ1（経営診断）として、事業者に対して次に掲げる要件を満たす財務診断、自己診断及び現地調査を実施した上で、経営診断報告書を作成すること。
- ア 財務診断は、事業者の財務書類に基づき、安全性、収益性、健全性、成長性及び

生産性等の各観点から評価を行うものであること。

イ 自己診断は、経営者、経営戦略、組織、資本力、経営管理等の各観点から事業者
に自己評価を行わせるものであること。

ウ 現地調査は、財務診断及び自己診断から容易に発見できない経営上の長所や課題
を発見するために適切な方法で実施されるものであること。

エ 経営診断報告書は、財務診断、自己診断及び現地調査の結果を踏まえて、事業者
の経営に関する長所及び短所並びに課題等を詳細に指摘するものであること。

(2) ステップ2（経営改善支援）として、ステップ1（経営診断）の結果を踏まえ、事
業者に対して、経営改善に向けた相談対応・具体的な助言を行い、事業者における経
営改善に向けた取組を支援すること。

(3) ステップ3（運賃交渉支援）として、ステップ1（経営診断）及びステップ2（経
営改善支援）の結果を踏まえ、事業者に対して次に掲げる要件を満たす運賃設定支援、
交渉準備支援、運賃交渉支援を行うこと。ただし、稼働日数は最大4日とし、実施内
容及び稼働日数は事業者と指定診断士との協議により決定する。

ア 運賃設定支援は、車両別の原価計算等の方法及び運賃設定の考え方等について助
言を与えて事業者を支援するものであり、概ね1日の工数で行うものであること。
ただし、運賃の決定そのものは役務内容に含まないものとする。

イ 交渉準備支援は、事業者の取引先との交渉に用いる説明資料の作成を補助すると
ともに、交渉の進め方について助言を与えて事業者を支援するものであり、概ね1
日から2日の工数で行うものであること。

ウ 運賃交渉支援は、事業者の取引先との交渉に同席し、当該取引先に対して事業者
の経営状況、提示する取引条件の妥当性等についての説明を行い、事業者を支援す
るものであり、概ね1日の工数で行うものであること。ただし、交渉そのもの（価
格等の取引条件の決定に関する意思表示及び意思決定）は役務内容に含まないもの
とする。

2 指定診断士は、前項各号の役務を行うについては、予め事業者に対して見積りを提
示しなければならない。

3 指定診断士は、第1項各号の役務が完了したときは、速やかに、全ト協に対して様
式第4による完了報告をしなければならない。

第9条 指定診断士は、その役務提供にあたり知り得た事業者の秘密情報を、相手方の同意
なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(役務の報酬及び費用)

第10条 指定診断士は、その役務提供を完了したときは、事業者に対して、以下の各号に定める額の報酬の支払いを請求することができる（いずれも消費税を除く）。

- (1) ステップ1（経営診断） 16万円
- (2) ステップ2（経営改善支援） 15万円
- (3) ステップ3（運賃交渉支援） 稼働1日あたり12万円。ただし稼働4日・48万円を上限とする。

2 指定診断士は、前項の請求をするときは、あわせて役務提供に要した旅費交通費（実費）の支払いを請求することができる。

(利用申込手続)

第11条 事業者は、本事業の利用を申し込もうとするときは、その所属する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）に対して申込みを行わなければならない。

2 地方ト協は、前項の申込みがあった場合は、速やかに、全ト協に対して申請を行わなければならない。

3 全ト協は、前項の申請があった場合は、事業者の所在地、本事業の利用実績その他の事情を勘案し、速やかに、指定診断士のうち適当と思われるものに対して事業者の申込内容を通知し、対応を要請する。

4 指定診断士は、前項の要請があった場合は、速やかに、当該申込内容についての諾否を決定し、全ト協に対して通知しなければならない。この場合において、申込みを承諾するときは、遅滞なく、申込事業者と連絡をとり、役務提供に着手しなければならない。

5 全ト協は、前項の承諾通知があった場合は、速やかに、地方ト協に対してその旨を通知する。

6 地方ト協は、前項の通知があった場合は、速やかに、申込事業者に対してその旨を通知しなければならない。

7 前各項の手続の詳細については、経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金交付要綱において定めるところによる。

(雑則)

第12条 全ト協は、指定診断士の役務提供が適正になされていることを確認するために、指定診断士に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。